

令和6年度集團指導

夜間対応型訪問介護

説明資料

令和6年11月

前橋市福祉部指導監査課

## 目次

1 令和6年度基準改正事項（夜間対応型訪問介護） .....	- 1 -
(1) 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し .....	- 1 -

## 1 令和6年度基準改正事項（夜間対応型訪問介護）

夜間対応型訪問介護に係る主な基準の改正事項を掲載します。各サービスに共通する改正事項については別添の「共通説明資料」をご確認ください。

### (1) 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

<b>概要</b>	【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】
○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】	
<b>単位数</b>	
< 現行 > 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※	< 改定後 > 変更なし 変更なし
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月	

<b>算定要件等</b>
< 認知症専門ケア加算（Ⅰ） > ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上 イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催  < 認知症専門ケア加算（Ⅱ） > ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと イ <u>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上</u> ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

#### 補足

認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとする。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。

医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

【介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）問18参考】